

モニタリング計画の策定について

<背景と目的>

- ✓ 知床世界自然遺産地域の世界自然遺産としての価値を維持していくためには、科学的な知見に基づき順応的に管理していく必要がある。具体的には、世界自然遺産地域及び周辺地域におけるモニタリングを実施し、その結果を評価することで各種管理計画の見直しや各種事業の改善を行う。
- ✓ 2012 年度から長期的なモニタリングを本格的に開始できるよう、モニタリング計画の策定等を通じてモニタリングの実施内容の検討や体制整備を行う。
- ✓ モニタリングを行政機関等により継続的に実施していくためには、毎年、実施すべき調査がほぼ一定の調査内容（作業量）であることが望ましい。そのため、5 年又は 10 年程度の期間におけるモニタリング計画を作成し、年度毎の調査内容（作業量）はなるべく均一なものとする。また、モニタリング計画においては各行政機関等の役割分担を明確に示す。
- ✓ 行政機関等はモニタリング計画に基づき事業実施内容を決定し、当該年度に実施すべきモニタリング、調査を可能な範囲で実施する。なお、必要に応じて当該年度毎に各機関の役割分担を見直すとともに、調査手法についても当該年度の状況に応じ簡素化を実施する等、柔軟に見直すものとする。

<計画策定までの手順>

(2010 年度)

- ・ 第 2 回科学委員会：モニタリング項目と評価基準の案の検討

(2011 年度)

- ・ 各WG等：項目と評価基準の精査
- ・ 第 1 回科学委員会：モニタリング計画の検討
- ・ 第 2 回科学委員会：モニタリング計画の策定

※モニタリング計画は、各種計画や事業等の実施状況を評価し、順応的に管理を実施するために必要なモニタリング項目や調査手法を規定するものであり、各種制度の運用や各種事業の推進を規定するものではない。そのため、パブリックコメント等は実施しないことが適当ではないかと考えられる。

※2011 年度はエゾシカ保護管理計画や海域管理計画の見直しが予定されている。各WG等において、担当のモニタリング項目の内容等の精査を実施するとともに個別計画におけるモニタリング項目との整合性を図る。なお、各WG等においては、必要に応じてモニタリング計画に記載されている項目以外のモニタリング、調査を実施するものとする。